

## 保険契約法改正に関する外国損害保険協会の意見

有限責任中間法人外国損害保険協会

副会長・専務理事 ○○○○

### 1. 保険契約法改定に関する全般にわたる意見

損害保険各社(共済団体を含む。以下同じ)は平成 17 年度において約 5 兆 8,062 億円の保険金(支払共済金を含む)を支払い、損害保険は万一のときの資金融通手法であるリスク・ファイナンスの主要なものとして、わが国の国民経済において重要な役割を果たしている。また、過去の自然災害においても、平成 3 年台風 19 号では 5,679 億円(損害保険のみ)、平成 7 年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では 783 億円(損害保険のみ)の保険金を支払い、損害保険はわが国の自然災害に対する災害対策の不可欠の一部をなしている。

「保険法の見直しに関する中間試案」(以下、「試案」という。)では、現行の規律、実務で格別の問題が無いものについても規律の改正が提案されており、「中間試案」全般について理が勝った議論との印象を受ける。保険契約法の改正に当たっては、損害保険の持つこのような社会経済的な役割に留意するとともに、次の諸点に配慮いただきたい。

- (1) 保険のユーザーは一般家計から国際的大企業にいたるまで幅広く、また、新たなリスクに対する新たな保険商品の開発が社会的に求められていることから、保険契約法は保険契約者と保険者との公平な責任の分担を基本とし、保険商品のイノベーションを阻害しないものであること。
- (2) 契約に関する基本法の一である商法第二編商行為においては契約自由の原則の下で対等な私人間の契約関係が基本となっているものとする。したがって、同編第十章保険においても対等な私人間の契約関係を基本とする規律を規定すべきものである。現に、同編中消費者を対象とした契約関係について規定した特別の規律はない。  
家計である保険契約者を特に保護する必要がある場合には、別途特例法を設けるか、あるいは商法中に消費者保険契約の特則として一括して規定すること。
- (3) 保険契約は射幸契約性をもつことから保険契約を利用した犯罪を誘発する可能性がある。保険契約法は保険会社の保険犯罪阻止のための防御を過度に抑制しない内容であること。
- (4) 保険契約法は、保険契約の利便性を減殺し、過度の運営コストを要するような過度に煩瑣な手続きをもとめないこと。
- (5) 慣行として社会的に問題なく定着している実務を尊重するとともに、企業を保険契約者とする保険契約についてはできる限り市場の規律に任せること。
- (6) 海上保険、航空保険、原子力保険などは国際的に標準化された約款で引き受けられていること、また、保険会社は再保険を利用して世界の保険市場にリスクの分散を図っていることから、世界的に受け入れられる法規律であること。

なお、法制審議会保険法部会の委員、幹事の構成に関して、保険契約の成立過程において重要な役割を果たす保険代理店や保険仲立人などの保険募集人が同部会の議論に参加していないことは、同部会における議論の公正性に疑念を抱かざるをえない。

### 2. 個別の項目に関する意見

#### (1) 傷害・疾病保険の位置付け

「試案」では、傷害・疾病保険を「傷害・疾病に関して一定額の金銭の支払その他の給付をする」ものを傷

害・疾病保険とし、「損害てん補方式の傷害・疾病保険契約」は損害保険契約として位置づけることを提案している。また、傷害・疾病保険のうち、「傷害・疾病の死亡給付に関する契約」については生命保険と同一の規律に係りしめるものとしている。

しかしながら、世界的にはいわゆる定額払い、実損払いを問わず、傷害による死亡、生存に関する保険金を支払う保険は傷害保険と認識されている。試案のこの提案は傷害保険の歴史的背景や社会的慣行を無視した、理の勝ったものと断じざるを得ない。

したがって、次の通り整理することを提案する。

傷害保険：傷害に関しての一定額の金銭の支払その他の一定の給付をするもの

疾病保険：疾病に関しての一定額の金銭の支払その他の一定の給付をするもの

生命保険：人の生死に関しての一定額の金銭の支払その他の[一定の]給付をするもの

その上で、傷害・疾病保険契約の死亡給付に関して必要のある事項については生命保険契約の規律を準用する方式を提案する。

## (2) 傷害・疾病保険における被保険者同意

他人を被保険者とする死亡保険契約に当該被保険者の同意を求める理由は、生存保険契約について同様の同意を求めないことから、いわゆる保険犯罪の抑止にあると考えられる。

損害保険会社では、損害保険制度の悪用の防止による社会的責任の遂行及び保険契約者間の公平性の確保並びに自己の経済的損害の回避の観点から、契約類型や契約状況に応じて、被保険者の同意、他保険の告知、他人を被保険者とする契約の必要性の判定などさまざまな方法により保険契約の締結の可否を判断(いわゆるアンダーライティング)することにより、損害保険制度の悪用の抑止に取り組んでいるところである。

その結果、現行の同意の規定で、既に一定の犯罪抑止効果は認められることから、現行以上に規定の厳格化を行ったとしても、大幅な犯罪抑止効果の向上は期待できず、規律の厳格化によって保険契約者、被保険者および保険者に、過度に煩雑な手続を求めることにより、消費者の利便性が損なわれることとなる。

したがって、同意によって保険犯罪が減少するとの法社会学的知見が存在するならば格別、被保険者の同意に過度に期待することは適当でない。社会的公正と保険の果たす社会的役割との均衡や保険者のアンダーライティングの規律性にも留意し、現行の規律を維持することを提案する。

## (3) 他保険告知

上記(2)で述べたように、保険告知義務違反による保険者の保険契約解除権は、保険犯罪の抑止の観点から有効に機能しているが、この他保険告知が「危険に関する重要な事項」に当たるか疑義があることから、別途規律を設けることを要望する。

## (4) 保険料積立金等の支払

考え方は理解するものの、たとえば平準保険料方式による無解約返戻金型の商品においても保険期間中に会計上保険料積立金が発生するが、これは「保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額」であることを明確に規定いただきたい。

## (5) 保険金からの優先的な被害の回復(責任保険)

賠償責任の認否や賠償する意思は憲法で保障する精神の自由(人格権)に属するものであり、被保険者の意思に反して被害者に保険金を支払うことは憲法に反するものとする。

したがって、責任保険の保険金の被害者への直接支払いは、公共の福祉の観点から被保険者の精神の自由より公共の利益が大きいとして個別の立法により定める場合のほか、被保険者が被害者への支払を認める場合か確定判決等により被害者の被保険者に対する損害賠償請求権債権の行使が法律上許容される場合に限り認められるべきものとする。

また、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合に、たとえば、破産手続開始の決定のあった同一の被保険者について保険の対象となっている事故による被害者と保険の対象となっていない事故による被害者が存在するときに、保険の対象となっている被害者のみが優先的な救済を受けることは衡平に反するものである。もし、こうした被害者が一般の破産債権者等より優先的に救済を受けることが衡平に適うとするならば、それは保険の反射的効果によるべきではなく、たとえば人の生命・身体に関する損害賠償請求権に先取特権を認めることにより達成すべきである。

#### (6) 一部保険、

損害保険市場では価額協定保険などの評価済型の保険契約や高額の免責金額の付いたもの、あるいはいわゆるファースト・ロス・タイプなどさまざまなてん補方式の保険契約が行われており、契約者ニーズの多様化あるいはそれに対応した商品の開発の妨げとならないよう、一部保険の規定については任意規定とすべきである。

また、任意規定とした場合には、大数の原則と関連していることや諸外国の立法例においても一般的である比例按分主義を採用すべきである。

#### (7) 重複保険

一部保険と同様、損害保険市場ではさまざまなてん補方式の保険契約が行われており、重複保険の場合の対応についてもそれぞれのてん補方式に対応した対策が保険約款において採られていることから、契約者ニーズの多様化あるいはそれに対応した商品の開発の妨げとならないよう、重複保険の規定については任意規定とすべきである。

任意規定とした場合に、そうした観点からは、各保険者がてん補すべき損害の額を「独立責任額」に基づいて算出することの合理性は認められる。しかし、各保険者がてん補すべき損害額は、各自の独立責任額の割合に応じて損害額を按分した金額とすることが、世界的な慣行に即した考え方であり、中間試案の提案は根拠がないものとする。

#### (8) いわゆる企業契約について

企業保険契約の分野では、新たなリスクに対する保険商品の開発に際して従来にない方式が求められたり、広く国際的な事業活動を対象とする保険契約があり、又、企業保険契約では国際的な再保険に依存することも多く、国際的に共通する自由な規律が求められる。さらに、企業保険契約では、企業の方がリスクに関する情報をより多く持つなどの特徴もある。

こうした観点から、企業保険契約については契約自由の原則に則ることとし、被保険利益に関する規定など公序良俗に関する規律を除き、任意規定とすべきとする。

また、企業保険契約のメルクマールとしては、零細な事業者を保護する観点から、法人を保険契約者とする保険契約とすることを提案する。

以上